

## 職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

- 1 社会経済情勢が大きく変動し、県に求められる役割が一層大きくなる中、日々、県民の生活を守り、複雑・多様化するニーズに応えるべく、強い使命感をもって職務に精励されている職員の皆様に対し、心からの敬意を表します。
- 2 公務職場においては、時代環境の変化に対応し、限られた予算と人員の中で最大限の効果が発揮できるよう人事管理をはじめとする公務運営が求められているところです。また、近年、公務職場における人材確保は厳しく、職種によっては必要な人員が確保できない状況となっています。特に多忙化する教育現場では、これらの課題が深刻なものとなっています。  
現在、各任命権者において人材確保対策や実行性ある働き方改革の実施など各種取組が精力的に行われていますが、県民の皆様の期待と信頼に応えていくためには、さらなる取組を進めていくことが求められています。
- 3 本日、本委員会は、県議会と知事に対して、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与の改定について勧告しました。  
本委員会では、本年の勧告の基礎となる公民較差を算出するため、本年4月から6月にかけて本年4月における県内民間事業所の給与実態等について調査の上、人事院勧告及び他の都道府県の状況等を踏まえ、職員の給与について検討を行いました。
- 4 職員給与については、「制度」・「構造」は国に準じ、「水準」は県内民間給与水準との均衡を図ることを基本とした給与制度としています。  
本年の職種別民間給与実態調査の結果、月例給と特別給（ボーナス）のいずれも県内の民間給与が職員給与を上回っていました。このため、国の制度・構造に準じ、県内民間給与水準との較差解消を図ることとし、月例給及び期末手当・勤勉手当とも引き上げることとしました。
- 5 また、県民の皆様の期待と信頼に応え、県民本位の質の高いサービスを継続的に提供していくためには、職員一人一人がその能力を最大限に発揮し、能率的で活力ある組織であり続けることが重要です。このため、今回の人事管理に関する報告においては、人材の確保及び育成や教職員の負担軽減の推進をはじめとする働き方改革の推進など、人事管理上の諸課題に対する取組の必要性について言及しました。
- 6 人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、地方公務員の適正な処遇を確保しようとするものです。  
勧告を通じて、日々、職務に精励している職員の適正な給与その他の勤務条件を確保することは、職員の努力や成果に報いるとともに、人材確保にも資するものであり、組織活力の向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものです。
- 7 県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に御理解をいただき、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請します。  
また、県民の皆様におかれましては、人事委員会勧告の意義と重要性について、御理解をいただきますようお願いいたします。

令和5年10月12日

島根県人事委員会  
委員長 丑久保 和彦